

## 産業財産権制度 125 周年を迎えて

東和知的財産研究所 理事長 東和国際特許事務所 所長・弁理士 津野 孝

10月18日、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、「産業財産権制度 125 周年記念式典」 が盛大に挙行されましたことを、心からお慶び申し上げます。

我が国の産業財産権制度は、明治 18 年 4 月 18 日に特許庁初代長官の高橋是清が専 売特許条例(現特許法)を制定して以来、我が国産業の発展とともに、今年で125年を 迎えています。この間、私共「東和知的財産研究所」の母体となる「東和国際特許事務 所」が、1969年に初代所長祐川尉一により開設され、第2代目所長の私自身も33年間 の永きにわたって特許業務に従事させて戴くこととなりました。

振り返れば、私自身の若き特許庁審査官時代に、当時、弁理士としてもご活躍されて おられました菅直人先生(現首相)より代理人として出願事件に関する面接を要望され、 交差するベルト相互の挟圧状態について熱心なるご教示と特許法第 29 条の 2 の法意に ついてご意見を戴いたこと、特許業務の電子化事業(ペーパーレス計画)に参画してマ ルチウィンドウ機能の先駆けとなる2画面端末の開発に着手できたこと、特許庁技術懇 話会代表幹事時代に特許制度のハーモナイゼーションの一助とすべき特許用語辞典(英 和/和英) の発刊に奔走したことなど、走馬灯のように思い起こされます。これらの出 来事の中で、大勢の皆様方に大変なお世話になりましたこと、改めて厚くお礼申し上げ ます。

今日、我が国は、頭脳資源を最大限に発揮して産業の国際競争力を強化すべく、国を 挙げて知的財産政策を推し進めていかねばなりません。私共「東和知的財産研究所」も、 産業財産権制度が我が国発展の源泉であるとの認識のもとに、国内外の皆様方と共に将 来に向けて大胆かつ真剣な議論を重ね、高品質の知的財産情報を発信していけるよう、 大いに研鑽しなければならないと感じております。

本書読者の皆様には、産業財産権制度 125 周年を契機として、更なるご支援ご鞭撻を 官しくお願い申し上げます。